

桑名駅西土地区画整理事業区域内建築行為等許可申請(76条申請)に係る 「軽微な変更」について

令和8年8月1日

桑名駅周辺整備事務所

1. 軽微な変更と取り扱う変更

以下の変更については、軽微な変更と取り扱う。

(1) 土地の形の変更

30 cm未満の切土、盛土で境界から 50 cm以内の変更を伴わないもの、かつ、隣接地への影響がないと認められる地盤高の変更

(2) 建築物の変更

隣接地への影響がないと認められるもので、かつ、以下のもの
建築面積及び床面積が減少する変更、間取りの変更、開口部の大きさや位置の変更、高さの変更、宅内最終桝までの排水経路・桝の変更（最終桝の位置の変更、放流先の変更を除く）

(3) 工作物の変更

隣接地への影響がないと認められるもので、かつ、以下のもの

(ア) 共通

- ・ 取りやめ
- ・ 二次製品のメーカー、種類、色、デザインの変更

(イ) 敷地境界から 50 cm以内の工作物

- ・ 数量又は面積が減少する変更（位置の変更を伴うものは除く）

(ウ) 敷地境界から 50 cmをこえる工作物

- ・ 工作物の種類の追加若しくは数量又は面積の変更

2. 提出図書

施行者へ以下の図書を一部提出すること。

- (1) 軽微な変更届出書(様式第 12 号)
- (2) 位置図(仮換地案内図)
- (3) 変更前、変更後の土地利用計画図
- (4) 変更後の建築物・工作物の図面、カタログ等